

糸満市選挙人名簿閲覧規程

平成 15 年 6 月 20 日
選挙管理委員会告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、糸満市選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の閲覧に関し、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選挙人名簿の抄本の保管管理)

第 2 条 閲覧に供する選挙人名簿は、抄本とする。

2 選挙人名簿の抄本は、その保管場所を特定しておき、みだりにその場所以外に持ち出し、又は貸し出さないものとする。

(閲覧の制限等)

第 3 条 糸満市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、法第 28 条の 2 第 3 項及び第 28 条の 3 第 3 項に規定するもののほか、次に掲げる場合には、選挙人名簿の閲覧を制限し、又は期日を変更することができる。

(1) 執務に支障があると認められるとき。

(2) 多数の者から一時に選挙人名簿の閲覧の申出があり、その使用が競合すると考えられるとき。

2 選挙人名簿の閲覧については、一の申出につき、閲覧者は 3 人まで、閲覧の期間は 2 日間までとする。

(申出書の様式)

第 4 条 規則第 3 条の 2 第 2 項に規定する申出書は、第 1 号様式のとおりとし、規則第 3 条の 4 第 2 項に規定する申出書は、第 2 号様式のとおりとする。

(閲覧の方法)

第 5 条 選挙人名簿は、委員会の職員につき定められている執務時間内に、委員会が指定した場所で閲覧させるものとする。

2 選挙人名簿の閲覧者がその内容を他に写す方法は、筆記に限るものとする。

(閲覧資料の没収)

第 6 条 委員会は、申出者等が法及び規則又はこの告示に違反した場合は、法第 28 条の 4 第 1 項から第 5 項に規定するもののほか、閲覧して得た資料及び閲覧によって作成した資料のすべてを没収するものとする。

(公表の時期及び場所等)

第 7 条 法第 28 条の 4 第 7 項の規定による公表は、第 3 号様式により毎年 1 月

に糸満市役所掲示場に掲示して行うものとする。

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧）

第8条 この告示は、在外選挙人名簿の閲覧について準用する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年 7月 1日から施行する。

附 則（平成16 10月29日選管委告示第107号）

この告示は、平成16年12月 1日から施行する。

附 則（平成21年 3月 2日選管委告示第 号）

この告示は、平成21年 4月 1日から施行する。